

郡山市健康づくり推進懇談会連絡調整会議設置要綱

(設置)

第1条 本市の実情や特性を活かした健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため関係各課の連携を図ることを目的として、郡山市健康づくり推進懇談会連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 連絡調整会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 郡山市健康づくり推進懇談会における協議に関すること。
- (2) 計画の進行状況の把握及び評価に関すること。
- (3) 市民総参加のための情報収集、情報交換に関すること。
- (4) その他健康づくりの推進に関すること。

(組織)

第3条 連絡調整会議は、会長、副会長各1人及び委員をもって組織する。

- 2 会長には保健所次長、副会長には保健所健康づくり課長をもって充てる。
- 3 委員には別表に掲げる所属の長をもって充てる。
- 4 会長は、連絡調整会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の職員の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 連絡調整会議に必要な事項について調査、検討を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長の命を受け、調査、検討の経過及び結果を連絡調整会議に報告する。
- 3 幹事会は、別表に掲げる所属の長が指名する者をもって組織し、保健所健康づくり課長補佐が座長となる。

(庶務)

第6条 連絡調整会議の庶務は、保健福祉部保健所健康づくり課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (第3条、第5条関係)

部局名	課名
総務部	職員厚生課
市民部	ダイバーシティ推進課
	国民健康保険課
	セーフコミュニティ課
文化スポーツ観光部	スポーツ振興課
	観光政策課
環境部	5R推進課
保健福祉部	保健福祉総務課
	障がい福祉課
	健康長寿課
	地域包括ケア推進課
	保健所総務課
	保健所健康政策課
	保健所保健・感染症課
	保健所生活衛生課
	保健所食肉衛生検査所
こども部	こども総務企画課
	子育て給付課
	こども家庭課
	保育課

農商工部	農業政策課
	園芸畜産振興課
	総合地方卸売市場管理事務所
	産業雇用政策課
学校教育部	学校管理課
上下水道局	上下水道局総務課
農業委員会	事務局